第明治二十五種郵便物認可　三十一年三月三日

△

○

⑵　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

［イ　略］

22　21の欄は、次により記載すること。

⑴　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備について、放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、同法第111条第１項及び第121条第１項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下この別表において「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

［⑵・⑶　略］

⑷　次に掲げるとき又は再免許の申請の場合であつて、記載する内容が現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一であるときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

ア　記載する内容の全部又は一部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

［イ　略］

23　22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注５）（注10） ⑵　（注１）（注２）（注３） ⑶　（注１）（注２）（注３）（注10） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） ⑸　（注１）（注２）（注３）（注10）（注12） ⑹　（注１）（注２）（注10） ⑺　（注１）（注３）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑻　（注１）（注６）（注７）（注10）（注12） ⑼　（注１）（注10）（注12）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。

○

⑵　［同左］

ア　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

［イ　同左］

26　25の欄は、次により記載すること。

⑴　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第１項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、放送法第111条第１項及び第121条第１項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務（以下「設備維持業務」という。）を確実に実施することができる体制を記載すること。

［⑵・⑶　同左］

⑷　［同左］

ア　記載する内容の全部又は一部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。）のものと同一である場合において、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したとき

［イ　同左］

27　26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙⑴～⑼、⒀～⒃に記載のとおり」のように記載し、（別紙）の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙⑺に記載のとおり、別紙⑴～⑹、⑻～⑽、⒀～⒃については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	提出する別紙	備考
1　免許の申請の場合	⑴　（注１）（注２）（注３）（注９） ⑵　［同左］ ⑶　（注１）（注２）（注３）（注９） ⑷　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11） ⑸　（注１）（注２）（注３）（注９）（注11） ⑹　（注１）（注２）（注９） ⑺　（注１）（注３）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑻　（注１）（注５）（注６）（注９）（注11） ⑼　（注１）（注９）（注11）	（注１）　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局（無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。）のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。